

基準制定を必要とする条例等の制定について

**①相生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例**

1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準について

(1) 確認を受ける施設・事業者に対しては、以下の事項が求められる。

学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可基準」を満たすこと。

市町村の条例で定める運営に関する基準(運営基準)を満たすこと。(子ども・子育て支援法第34条第2項、第46条第2項)

(2) 市町村で定める運営基準の策定にあたって、国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、策定する。

【国が定める基準】

従うべき基準

「従うべき基準」と異なる内容を定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

利用定員

小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持

小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの

参酌すべき基準

「参酌すべき基準」を十分に参照したうえであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

上記以外の事項

相生市の対応方針

本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、基本的に国の基準を相生市の基準とするものとする。

【相生市独自基準】暴力団の排除

暴力団の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため、市の独自基準を設ける。

2. 利用定員の設定方法について

確認にあたっては、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、1号・2号・3号認定の区分ごとに利用定員を定める。(認可定員の範囲内で利用定員を設定)(子ども・子育て支援法第31条、第43条)

	満3歳以上		満3歳未満
	1号認定 (19条1項1号)	2号認定 (19条1項2号)	3号認定 (19条1項3号)
特定教育・保育施設(施設型給付)			
幼保連携型認定こども園	(1)		(1)
幼稚園型認定こども園			(1)
保育所型認定こども園			(1)
地方裁量型認定こども園			(1)
保育所	(3)	(2)	(2)
幼稚園		(3)	
特定地域型保育事業者(地域型保育給付)			
小規模保育	(3)	(3)	
家庭的保育	(3)	(3)	
居宅訪問型保育	(3)	(3)	
事業所内保育	(3)	(3)	(従業員枠・地域枠)

- 1 定員を設定しないことも可能。 2 いずれかのみを設定も可能。 3 特例給付による利用形態あり。

3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

【1】利用定員に関する基準

分類	事項
(1) 利用定員	利用定員の設定に関すること 定員の遵守

【2】運営に関する基準

分類	事項
(1) 利用開始に伴う基準	内容・手続きの説明、同意、契約 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 支給認定証の確認、支給認定申請の援助
(2) 教育・保育の提供に伴う基準	幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 子どもの心身の状況の把握 子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） 連携施設との連携（地域型保育事業のみ） 利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む） 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止） 特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）
(3) 管理・運営等に関する基準	施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、提示 秘密保持、個人情報保護 事故防止及び事故発生時の対応 評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） 苦情処理 会計処理（会計処理基準、区分経理、使途制限等） 記録の整備 管理・運営に関するその他の事項

【1】利用定員に関する基準 () 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

(1) 利用定員

項目	国の示す基準の内容		相生市基準
利用定員の設定に関すること	<p>確認を受ける施設・事業の利用定員については、以下のとおりとする。</p> <p>【特定教育・保育施設】 認定こども園は、利用定員の数を20人以上とし、1号・2号・3号認定子どもの区分を定める。 保育所は、利用定員の数を20人以上とし、2号・3号認定子どもの区分を定める。 幼稚園は、1号認定子どもの区分を定める。</p> <p>【特定地域型保育事業】 家庭的保育事業は、利用定員の数を1人以上5人以下とし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。 小規模保育事業A型・B型は、利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型は、利用定員の数を6人以上10人以下とし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める（C型については経過措置有）。 居宅訪問型保育事業は、利用定員の数を1人とし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。 事業所内保育事業は、その雇用する労働者の子どもとその他の子ども・3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。 3号認定子どもの区分については、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分する。</p>	従	国の基準どおり
定員の遵守	<p>やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受け入れを行ってはならない。</p> <p>年度中における特定教育・保育、特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	参	国の基準どおり

【2】運営に関する基準 () 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

(1) 利用開始に伴う基準

項目	国の示す基準の内容		相生市基準
内容・手続きの説明、同意、契約	<p>【従】 教育・保育の提供開始に当たって、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。</p> <p>【参】 事前説明の方法は、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。</p>	従・参	国の基準どおり
応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)	<p>利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>施設・事業者は、市町村の行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	参	国の基準どおり
定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<p>【従】 定員を上回る利用の申込みがあった場合、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法については明示を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育標準時間認定(1号)を受けた子どもの場合、「抽選」、「先着順」、「建学の精神等設置者の理念」などに基づく選考。 ・保育認定(2号、3号)を受けた子どもの場合は、市が利用調整を行う。 <p>【参】 支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	従・参	国の基準どおり
支給認定証の確認、支給認定申請の援助	<p>保護者の受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認(利用期間等)を行うこととする。</p> <p>支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がされるよう援助をすることとする。</p>	参	国の基準どおり

【2】運営に関する基準 () 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

(2) 教育・保育の提供に関する基準

項目	国の示す基準の内容		相生市基準
幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	<p>幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園要領、地域型保育事業は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。</p> <p>小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において円滑な接続に資するよう、情報提供等、連携に努めなければならない。</p> <p>支給認定子どもの心身の状況の把握に努め、その子ども又は保護者の相談に適切に応じるとともに、必要な助言、援助を行わなければならない。</p> <p>運営に当たり、地域住民やその活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流に努めなければならない。</p>	従	国の基準どおり
子どもの心身の状況の把握	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなくてはならない。</p>	参	国の基準どおり
子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)	<p>利用児童の平等取扱い 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>虐待等の禁止 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>懲戒に係る権限の乱用防止 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。</p>	従	国の基準どおり

項 目	国の示す基準の内容		相生市基準
<p>連携施設との連携(地域型保育事業のみ)</p>	<p>【従】 地域型保育事業を行う事業者に対し、「保育内容に関する支援」・「卒園後の受け皿」の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めることを求めることとする。 居宅訪問型保育事業は、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設の確保が必要。 利用定員が20名以上の事業所内保育事業は、保育内容に関する支援等については連携協力を求めない。</p> <p>【参】 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもが卒園後に、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、連携に努めなければならない。</p>	<p>従・参</p>	<p>国の基準どおり</p>
<p>利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)</p>	<p>施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領することを求め、その上で、それ以外に、実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。 実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求め、保護者に対して説明、文書による同意を得なくてはならない(第4項の規定による支払いは除く)。 施設・事業者は、法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、その額を保護者に通知しなくてはならない。</p>	<p>従</p>	<p>国の基準どおり</p>
<p>利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)</p>	<p>給付(委託費)を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知することを求めることとする。</p>	<p>参</p>	<p>国の基準どおり</p>

項 目	国の示す基準の内容		相生市基準
<p>特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)</p>	<p>特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育・特定利用地域型保育()を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。</p> <p>「特別利用保育」：教育標準時間認定(1号)子どもが、特定教育・保育施設(保育所に限る)から受ける保育をいう。</p> <p>「特別利用教育」：満3歳以上保育認定(2号)子どもが、特定教育・保育施設(幼稚園に限る)から受ける教育をいう。</p> <p>「特別利用地域型保育」：教育標準時間認定(1号)子ども、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。</p> <p>「特定利用地域型保育」：満3歳以上保育認定(2号)子どもが、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。</p>	従	国の基準どおり

【2】運営に関する基準 () 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

(3) 管理・運営に関する基準

項目	国の示す基準の内容		相生市基準
<p>施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、提示</p>	<p>運営規程において定めるべき重要事項を定めた運営規程の策定、提示を求めることとする。</p> <p><運営規程></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設・事業の目的及び運営の方針 2. 提供する教育・保育の内容 3. 職員の職種、員数及び職務の内容 4. 教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日） 5. 利用料等に関する事項（実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む） 6. 利用定員（確認制度上の定員設定） 7. 施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む） 8. 緊急時等における対応方法 9. 非常災害対策 10. 虐待防止のための措置に関する事項 11. その他施設・事業の運営に関する重要事項 <p>施設・事業者は、利用申込者の選択に資すると認められる重要事項（運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担等）を施設の見やすい場所に掲示しなければならない。</p>	参	国の基準どおり
<p>秘密保持、個人情報保護</p>	<p>施設・事業の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないように、施設・事業者が必要な措置を講じなければならない。</p> <p>地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要となる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておかなければならない。</p>	従	国の基準どおり

項目	国の示す基準の内容		相生市基準
事故防止及び事故発生時の対応	事故の発生（再発）防止ため、事故発生時の対応、報告方法等が記載された指針作成や分析や改善策の周知体制の整備、研修の実施等の措置を講じなければならない。 事故発生時の保護者（家族）や市町村に対する速やかな報告・記録・損害賠償を行うことを求めることを基本とする。	従	国の基準どおり
評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）	自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求めることとする。 保護者、特定教育・保育施設の関係者又は外部の評価を受けて、その結果を公表し改善を図るよう努めなければならない。	参	国の基準どおり
苦情処理	苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講ずることとする。 苦情に関して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善、報告等を行う旨を求めることとする。	参	国の基準どおり
会計処理	他の事業の会計と区分しなければならない。	参	国の基準どおり
記録の整備	<p>特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定教育・保育の提供に当たった計画 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録 苦情の内容等の記録 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	参	国の基準どおり

項 目	国の示す基準の内容		相生市基準
管理・運営に関するその他の事項	<p>勤務体制の確保 適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めることとする。</p> <p>誇大広告の禁止 その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p> <p>利益供与等の禁止 施設・事業者は、利用者支援事業者等、その他施設・事業者等に施設・事業を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与または、收受してはならない。</p>	参	国の基準どおり

【相生市独自基準】

・暴力団の排除

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を行う事業所の設立代表者、法人の役員及び管理者は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを規定する。

4 . 施行期日

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日とする。

基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門性のある技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。

②相生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例

1. 家庭的保育事業等の 設備及び運営 に関する基準について

(1) 地域型保育事業の概要

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

小規模保育事業（利用定員6人以上19人以下）

・・・比較的小規模な家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施 C型は6～10人以下（経過措置あり）

家庭的保育事業（利用定員5人以下）

・・・家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

居宅訪問型保育事業

・・・保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

事業所内保育事業

・・・企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定にあたって

地域型保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、

社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。

その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとする。（保育所に関する認可制度と同様）

地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。（児童福祉法34条の16 第1項）

【国が定める基準】

従うべき基準

「従うべき基準」と異なる内容を定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

職員の資格、員数

乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

参酌すべき基準

「参酌すべき基準」を十分に参照したうえで、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

上記以外の事項

相生市の対応方針

本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、基本的に国の基準を相生市の基準とするものとする。

【相生市独自基準】暴力団の排除

暴力団の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため、市の独自基準を設ける。

2 . 家庭的保育事業等（地域型保育事業）の設備及び運営に関する基準（案）について

家庭的保育事業者等の一般原則	相生市基準
<p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>家庭的保育事業所等それぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。（居宅訪問型保育事業は除く）</p> <p>家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。（居宅訪問型保育事業は除く）</p>	<p>国の基準どおり</p> <p>（相生市独自基準） 子どもの安全で 安心な保育を確保 するため事業者 から暴力団を 排除する。</p>

家庭的保育事業等の共通事項 () 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目	国が示す基準の内容		相生市基準
連携施設	連携施設の設定が必要（経過措置あり） 居宅訪問型保育事業は除く [連携の内容] ・保育内容の支援 集団保育の体験、相談・助言 ・代替保育・卒園後の受皿	従	国の基準どおり
一般的要件及び資質、職員の基準	職員は健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、必要な知識及び技能の修得向上に努める。他の社会福祉施設をあわせて設置するときは保育に直接従事する職員以外は兼ねることは可。嘱託医及び調理員を置かなければならない。（居宅訪問型保育事業は除く）	従	
非常災害	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回実施すること。 居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	参	
利用者との関わり	国籍、信条、社会的身分、費用負担等で差別的取り扱いをしてはならない。 心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 虐待及び懲戒に係る権限乱用の禁止	従	
衛生管理	利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。 居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	参	
食事	献立は変化に富み健全発育に必要な栄養量を含有し、身体的状況及び思考を考慮したもの。 調理業務の全部委託可。搬入施設からの運搬可。 調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	従	
健康診断	利用開始時の健康診断、定期健康診断の実施。職員の健康診断について、特に乳幼児の食事を調理するものは、綿密な注意を払うこと。 居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	参	
重要事項の関する規程	事業の目的及び運営方針・提供する保育の内容・職員の職種、員数及び職務の内容・保育の提供を行う日・乳児、幼児の区分ごとの利用定員・利用の開始、終了に関すること・緊急時災害対策・虐待防止・その他運営に関すること	参	
帳簿・秘密保持・苦情	職員、財産、収支、及び乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備 正当な理由なく、知りえた秘密を漏らしてはならない。 苦情に対し、迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じると共に、市町村からの指導助言に必要な改善を行わなければならない。	従・参	

【家庭的保育事業】 () 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目		国が示す基準の内容		相生市基準
保育従事者		家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 市町村長が行う研修を修了した者	従	国の基準どおり
職員数		乳幼児 3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人)	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	保育を行う専用の部屋 部屋の面積自体は9.9㎡以上必要 (3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積であること) 便所を備える	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場	同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭 (付近の代替地可) 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		国の基準どおり
給食	方法	自園調理 調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。 保育を行う乳幼児が3人以下の場合は、家庭的保育補助者で対応可。		
耐火基準等		火災報知機・消火器の設置 消火訓練・避難訓練の定期実施	参	国の基準どおり
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容		保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【小規模保育事業】 小規模保育事業A型 () 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項 目		国が示す基準の内容		相生市基準
保育従事者		保育士 保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	国の基準どおり
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 上記により算定した職員数に1人追加配置する。 特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童 - おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童 - おおむね30人につき1人の職員数とする。	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場	屋外遊戯場（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		国の基準どおり
給食	方法	自園調理 調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注) 追加的事項 消火器等の消火器具 非常警報器具 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など	参	国の基準どおり
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容		保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【小規模保育事業】 小規模保育事業B型 () 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目		国が示す基準の内容		相生市基準
保育従事者		保育士 保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者） 保育士割合は1/2以上 保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	国の基準どおり
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 上記により算定した職員数に1人追加配置する。 特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童 - おおむね20人につき1人、 満4歳以上の児童 - おおむね30人につき1人の職員数とする。	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場	屋外遊戯場（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		国の基準どおり
給食	方法	自園調理 調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注) 追加的事項 消火器等の消火器具 非常警報器具 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など	参	国の基準どおり

項 目	国が示す基準の内容		相生市基準
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【小規模保育事業】 小規模保育事業C型 () 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項 目		国が示す基準の内容		相生市基準
保育従事者		家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると 市町村長が認める者 家庭的保育補助者 市町村長が行う研修を修了した者	従	国の基準どおり
職員数		乳幼児 3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人)	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき3.3㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地可) 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		国の基準どおり
給食	方法	自園調理 調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注) 追加的事項 消火器等の消火器具 非常警報器具 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設 備	参	国の基準どおり

項 目	国が示す基準の内容		相生市基準
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【居宅訪問型保育事業】 () 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目	国が示す基準の内容		相生市基準
事業の内容	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 など	従	国の基準どおり
保育従事者	家庭的保育者 必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者	従	国の基準どおり
職員数	乳幼児 1人につき1人	従	国の基準どおり
居宅訪問型保育連携施設	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児については、障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設、その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従	国の基準どおり
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【事業所内保育事業】 保育所型事業所内保育事業（利用定員20人以上） （ ）従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目		国が示す基準の内容		相生市基準
保育従事者		保育士 保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	国の基準どおり
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童 - おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童 - おおむね30人につき1人の職員数とする。	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室は1人につき1.65㎡以上、ほふく室は3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室は1人につき1.98㎡ 保育に必要な用具、便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場	屋外遊戯場（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
給食	方法	自園調理 調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理室 保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む		
	職員	調理員 調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 消火器等の消火器具 非常警報器具 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	参	国の基準どおり
連携施設に関する特例		連携施設を確保しないことができる。	従	国の基準どおり

【事業所内保育事業】 小規模模型事業所内保育事業（利用定員19人以下） （ ）従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目		国が示す基準の内容		相生市基準
保育従事者		保育士 保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者） 保育士の割合は1/2以上。 保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	国の基準どおり
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 上記により算定した職員数に1人追加配置する。 特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童 - おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童 - おおむね30人につき1人の職員数とする。	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場	屋外遊戯場（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
給食	方法	自園調理 調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 消火器等の消火器具 非常警報器具 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	参	国の基準どおり

項 目	国が示す基準の内容		相生市基準
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れについて

- ・事業所内保育事業を行う者は下表の定員区分に応じて、それぞれ、その他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める幼児数以上の定員枠を設ける。

定員区分		国基準 (地域枠の定員)	相生市基準(案)
1名～10名	1名～5名	1名	国の基準どおり
	6名・7名	2名	
	8名～10名	3名	
11名～20名	11名～15名	4名	
	16名～20名	5名	
21名～30名	21名～25名	6名	
	26名～30名	7名	
31名～40名		10名	
41名～50名		12名	
51名～60名		15名	
61名～70名		20名	
71名以上		20名	

3. 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。

基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門性のある技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。

③支給認定基準を定める条例

1. 支給認定に関する基準について

(1) 概要

子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。

保育の必要性の認定に当たっては、「事由」（保護者の就労、疾病など） 「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について、国が基準を設定。

根拠政令 子ども・子育て支援法第20条3項に準じて、条例制定。

(2) 認定について

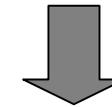
保育の認定に当たっては、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、とパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。

この2つの区分に基づき、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じて保育必要量を設定。

原則として、市町村からの認定を受けた後で施設へ申込みすることが、教育標準時間認定のみを希望する場合には、保護者が入園内定の施設（幼稚園・認定こども園）を通じて、市町村へ認定申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みとする。

支給認定区分

	保育の必要性 なし	保育の必要性 あり
3歳以上	<p><u>教育保育標準時間認定(=1号認定)</u></p> <p>【利用する主な教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分) 	<p><u>保育認定(=2号認定)</u></p> <p>【利用する主な教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園(保育所部分)
3歳未満	<p><u>認定なし</u></p> <p>【利用する教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<p><u>保育認定(=3号認定)</u></p> <p>【利用する主な教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園(保育所部分) ・地域型保育事業



<p><u>保育短時間</u></p> <p>1日、最大8時間 の保育利用が可能</p>	<p><u>保育標準時間</u></p> <p>1日、最大11時間 の保育利用が可能</p>
---	---

(3) 保育を必要とする事由及び必要量

	国基準	相生市基準案
事由	<p><u>就労</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応 (一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) 妊娠、出産 保護者の疾病、障害 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 災害復旧 <p><u>求職活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業準備を含む <p><u>就学</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練校等における職業訓練を含む <p><u>虐待やDVのおそれがあること</u></p> <p><u>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</u></p> <p>その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 下線部は、現行の保育の実施に関する条例から新たに追加されたもの</p>	<p>国の基準どおり</p>
保育の必要量	<p>保育標準時間： 1日11時間まで (就労時間の下限は、1ヶ月あたり120時間程度)</p> <p>保育短時間： 1日8時間まで (就労時間の下限は、<u>1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で</u>、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めること)</p>	<p>保育標準時間： 1日11時間まで (就労時間の下限は、1ヶ月あたり120時間程度)</p> <p>保育短時間： 1日8時間まで (就労時間の下限は、<u>1か月あたり60時間とする</u>)</p>

2. 施行期日

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日とする。

基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門性のある技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。

**④相生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例について**

1. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

(1) 放課後健全育成事業の概要

放課後児童健全育成事業とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を与える事業である。

新制度において、その対象者が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」と明確化された。また、実施主体は市町村となり、事業の実施における設備及び運営についての基準を市町村が条例で定めることと規定された。

(2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の策定にあたって、国が定める基準を踏まえ、策定する。

【国が定める基準】

従うべき基準

「従うべき基準」と異なる内容を定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

従事する者

員数

参酌すべき基準

「参酌すべき基準」を十分に参照したうえであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

上記以外の事項

相生市の対応方針

本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、基本的に国の基準を相生市の基準とするものとする。ただし、運用に関しては、今後、検討していきたい。

【相生市独自基準】暴力団の排除

暴力団の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため、市の独自基準を設ける。

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目	国が示す基準の内容	※	相生市基準
<p>最低基準の目的</p>	<p>市が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は以下のとおりとする。 放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障する。</p>		<p>国の基準どおり</p>
<p>最低基準の向上</p>	<p>最低基準の向上は以下のとおりとする。 市は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。 市は、最低基準を常に向上させるように努める。</p> <p>（最低基準と放課後児童健全育成事業者） 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に設備及び運営を向上させなければならない。 最低基準を超えて設備を有し、又は運営している放課後児童健全育成事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>		<p>国の基準どおり</p>

項 目	国が示す基準の内容	※	相生市基準
事業の目的	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p>		国の基準どおり
事業者	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、以下のことを行う。</p> <p>利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業を行なう場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、喚起等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な配慮を払って設けられなければならない。</p> <p>軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。</p> <p>職員に対し、その資質の向上のための研修機会を確保しなければならない。</p>	参	<p>国の基準どおり</p> <p>(相生市独自基準)</p> <p>子どもの安全で安心な保育を確保するため事業者から暴力団を排除する。</p>

項 目	国が示す基準の内容	※	相生市基準
<p>従事する者</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件) 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(放課後児童健全育成事業の職員の知識及び技能の向上等) 常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するもの(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条第2項各号のいずれかに該当する者(「児童の遊びを指導する者」を基本)であって、兵庫県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・社会福祉士 ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ・教員免許を有する者 ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又は、これらに相当する課程を修めて卒業した者。 ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの <p>(職員の経過措置) 経過措置として、施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含める。</p>	従	<p>国の基準どおり</p>

項目	国が示す基準の内容	※	相生市基準
員数	<p>(職員)</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。</p> <p>放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。</p> <p>ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合はその他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	従	国の基準どおり
児童の集団の規模	<p>(職員)</p> <p>支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p>	参	国の基準どおり
施設・設備	<p>(設備の基準)</p> <p>遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。</p> <p>専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p> <p>専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	参	国の基準どおり

項目	国が示す基準の内容	※	相生市基準
開所日数	1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること。	参	国の基準どおり
開所時間	小学校の授業の休業日については、1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日つき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること。	参	国の基準どおり
その他の基準	<p>(利用者平等に扱う原則) 利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止) 職員は利用者に対し虐待行為、その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(衛生管理等) 利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>感染症又は食中毒の発生、まん延の防止に努める。 必要な医薬品その他の医薬品を備え、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	参	国の基準どおり

項 目	国が示す基準の内容	※	相生市基準
その他の基準	<p>(運営規定) 放課後児童健全育成事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・開所している日及び時間 ・支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ・利用定員 ・通常の事業の実施地域 ・事業の利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他事業の運営に関する重要事項 <p>(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿) 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>(秘密保持等) 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、漏らさないよう必要な措置を講じなければならない。</p>	参	国の基準どおり

項目	国が示す基準の内容	※	相生市基準
その他の基準	<p>(苦情等への対応)</p> <p>利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>行った支援に対し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をしなければならない。</p> <p>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできるだけ協力をしなければならない。</p> <p>(保護者との連絡)</p> <p>利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>利用者に対する支援により事故が発生した場合は市、当該利用者の保護者等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	参	国の基準どおり

3. 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

基準は、条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容または、専門性のある技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。

②相生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例

1. 家庭的保育事業等の 設備及び運営 に関する基準について

(1) 地域型保育事業の概要

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

小規模保育事業（利用定員6人以上19人以下）

・・・比較的小規模な家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施 C型は6～10人以下（経過措置あり）

家庭的保育事業（利用定員5人以下）

・・・家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

居宅訪問型保育事業

・・・保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

事業所内保育事業

・・・企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定にあたって

地域型保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、

社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。

その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとする。（保育所に関する認可制度と同様）

地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。（児童福祉法34条の16 第1項）

【国が定める基準】

従うべき基準

「従うべき基準」と異なる内容を定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

職員の資格、員数

乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

参酌すべき基準

「参酌すべき基準」を十分に参照したうえで、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

上記以外の事項

相生市の対応方針

本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、基本的に国の基準を相生市の基準とするものとする。ただし、家庭的保育事業等についての保育従事者、職員数等は、今後、検討していきたい。

2. 家庭的保育事業等（地域型保育事業）の設備及び運営に関する基準（案）について

家庭的保育事業者等の一般原則	相生市基準
<p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>家庭的保育事業所等それぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。（居宅訪問型保育事業は除く）</p> <p>家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。（居宅訪問型保育事業は除く）</p>	<p>国の基準どおり</p> <p>（相生市独自基準） 子どもの安全で 安心な保育を確保 するため事業者 から暴力団を 排除する。</p>

家庭的保育事業等の共通事項 () 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目	国が示す基準の内容		相生市基準
連携施設	連携施設の設定が必要（経過措置あり） 居宅訪問型保育事業は除く [連携の内容] ・保育内容の支援 集団保育の体験、相談・助言 ・代替保育・卒園後の受皿	従	国の基準どおり
一般的要件及び資質、職員の基準	職員は健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、必要な知識及び技能の修得向上に努める。他の社会福祉施設をあわせて設置するときは保育に直接従事する職員以外は兼ねることは可。嘱託医及び調理員を置かなければならない。（居宅訪問型保育事業は除く）	従	
非常災害	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回実施すること。 居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	参	
利用者との関わり	国籍、信条、社会的身分、費用負担等で差別的取り扱いをしてはならない。 心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 虐待及び懲戒に係る権限乱用の禁止	従	
衛生管理	利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。 居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	参	
食事	献立は変化に富み健全発育に必要な栄養量を含有し、身体的状況及び思考を考慮したもの。 調理業務の全部委託可。搬入施設からの運搬可。 調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	従	
健康診断	利用開始時の健康診断、定期健康診断の実施。職員の健康診断について、特に乳幼児の食事を調理するものは、綿密な注意を払うこと。 居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	参	
重要事項の関する規程	事業の目的及び運営方針・提供する保育の内容・職員の職種、員数及び職務の内容・保育の提供を行う日・乳児、幼児の区分ごとの利用定員・利用の開始、終了に関すること・緊急時災害対策・虐待防止・その他運営に関すること	参	
帳簿・秘密保持・苦情	職員、財産、収支、及び乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備 正当な理由なく、知りえた秘密を漏らしてはならない。 苦情に対し、迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じると共に、市町村からの指導助言に必要な改善を行わなければならない。	従・参	

【家庭的保育事業】 () 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目		国が示す基準の内容		相生市基準
保育従事者		家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 市町村長が行う研修を修了した者	従	国の基準どおり
職員数		乳幼児 3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人)	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	保育を行う専用の部屋 部屋の面積自体は9.9㎡以上必要 (3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積であること) 便所を備える	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場	同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭 (付近の代替地可) 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		国の基準どおり
給食	方法	自園調理 調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。 保育を行う乳幼児が3人以下の場合は、家庭的保育補助者で対応可。		
耐火基準等		火災報知機・消火器の設置 消火訓練・避難訓練の定期実施	参	国の基準どおり
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容		保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【小規模保育事業】 小規模保育事業A型 () 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項 目		国が示す基準の内容		相生市基準
保育従事者		保育士 保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	国の基準どおり
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 上記により算定した職員数に1人追加配置する。 特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童 - おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童 - おおむね30人につき1人の職員数とする。	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場	屋外遊戯場（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		国の基準どおり
給食	方法	自園調理 調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注) 追加的事項 消火器等の消火器具 非常警報器具 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など	参	国の基準どおり
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容		保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【小規模保育事業】 小規模保育事業所B型 () 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目		国が示す基準の内容		相生市基準
保育従事者		保育士 保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者） 保育士割合は1/2以上 保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	国の基準どおり
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 上記により算定した職員数に1人追加配置する。 特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童 - おおむね20人につき1人、 満4歳以上の児童 - おおむね30人につき1人の職員数とする。	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場	屋外遊戯場（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		国の基準どおり
給食	方法	自園調理 調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注) 追加的事項 消火器等の消火器具 非常警報器具 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など	参	国の基準どおり

項 目	国が示す基準の内容		相生市基準
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【小規模保育事業】 小規模保育事業所C型 () 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項 目		国が示す基準の内容		相生市基準
保育従事者		家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると 市町村長が認める者 家庭的保育補助者 市町村長が行う研修を修了した者	従	国の基準どおり
職員数		乳幼児 3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人)	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき3.3㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地可) 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		国の基準どおり
給食	方法	自園調理 調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注) 追加的事項 消火器等の消火器具 非常警報器具 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設 備	参	国の基準どおり

項 目	国が示す基準の内容		相生市基準
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【居宅訪問型保育事業】 () 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目	国が示す基準の内容		相生市基準
事業の内容	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 など	従	国の基準どおり
保育従事者	家庭的保育者 必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者	従	国の基準どおり
職員数	乳幼児 1人につき1人	従	国の基準どおり
居宅訪問型保育連携施設	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児については、障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設、その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従	国の基準どおり
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【事業所内保育事業】 保育所型事業所内保育事業（利用定員20人以上） （ ）従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目		国が示す基準の内容		相生市基準
保育従事者		保育士 保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	国の基準どおり
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童 - おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童 - おおむね30人につき1人の職員数とする。	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室は1人につき1.65㎡以上、ほふく室は3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室は1人につき1.98㎡ 保育に必要な用具、便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場	屋外遊戯場（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
給食	方法	自園調理 調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理室 保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む		
	職員	調理員 調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 消火器等の消火器具 非常警報器具 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	参	国の基準どおり
連携施設に関する特例		連携施設を確保しないことができる。	従	国の基準どおり

【事業所内保育事業】 小規模模型事業所内保育事業（利用定員19人以下） （ ）従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目		国が示す基準の内容		相生市基準
保育従事者		保育士 保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者） 保育士の割合は1/2以上。 保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	国の基準どおり
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 上記により算定した職員数に1人追加配置する。 特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童 - おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童 - おおむね30人につき1人の職員数とする。	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場	屋外遊戯場（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
給食	方法	自園調理 調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 消火器等の消火器具 非常警報器具 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	参	国の基準どおり

項 目	国が示す基準の内容		相生市基準
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れについて

- ・事業所内保育事業を行う者は下表の定員区分に応じて、それぞれ、その他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める幼児数以上の定員枠を設ける。

定員区分		国基準 (地域枠の定員)	相生市基準(案)
1名～10名	1名～5名	1名	国の基準どおり
	6名・7名	2名	
	8名～10名	3名	
11名～20名	11名～15名	4名	
	16名～20名	5名	
21名～30名	21名～25名	6名	
	26名～30名	7名	
31名～40名		10名	
41名～50名		12名	
51名～60名		15名	
61名～70名		20名	
71名以上		20名	

3. 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。

基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門性のある技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。

③支給認定基準を定める条例

1. 支給認定に関する基準について

(1) 概要

子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。

保育の必要性の認定に当たっては、「事由」（保護者の就労、疾病など） 「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について、国が基準を設定。

根拠政令 子ども・子育て支援法第20条3項に準じて、条例制定。

(2) 認定について

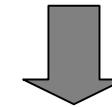
保育の認定に当たっては、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、とパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。

この2つの区分に基づき、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じて保育必要量を設定。

原則として、市町村からの認定を受けた後で施設へ申込みすることが、教育標準時間認定のみを希望する場合には、保護者が入園内定の施設（幼稚園・認定こども園）を通じて、市町村へ認定申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みとする。

支給認定区分

	保育の必要性 なし	保育の必要性 あり
3歳以上	<p><u>教育保育標準時間認定(=1号認定)</u></p> <p>【利用する主な教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分) 	<p><u>保育認定(=2号認定)</u></p> <p>【利用する主な教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園(保育所部分)
3歳未満	<p><u>認定なし</u></p> <p>【利用する教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<p><u>保育認定(=3号認定)</u></p> <p>【利用する主な教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園(保育所部分) ・地域型保育事業



<p><u>保育短時間</u></p> <p>1日、最大8時間 の保育利用が可能</p>	<p><u>保育標準時間</u></p> <p>1日、最大11時間 の保育利用が可能</p>
---	---

(3) 保育を必要とする事由及び必要量

	国基準	相生市基準案
事由	<p><u>就労</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応 (一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) 妊娠、出産 保護者の疾病、障害 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 災害復旧 <p><u>求職活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業準備を含む <p><u>就学</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練校等における職業訓練を含む <p><u>虐待やDVのおそれがあること</u></p> <p><u>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</u></p> <p>その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 下線部は、現行の保育の実施に関する条例から新たに追加されたもの</p>	<p>国の基準どおり</p>
保育の必要量	<p>保育標準時間： 1日11時間まで (就労時間の下限は、1ヶ月あたり120時間程度)</p> <p>保育短時間： 1日8時間まで (就労時間の下限は、<u>1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で</u>、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めること)</p>	<p>保育標準時間： 1日11時間まで (就労時間の下限は、1ヶ月あたり120時間程度)</p> <p>保育短時間： 1日8時間まで (就労時間の下限は、<u>1か月あたり60時間とする</u>)</p>

2 . 施行期日

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日とする。

基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門性のある技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。

**④相生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例について**

1. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

(1) 放課後健全育成事業の概要

放課後児童健全育成事業とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を与える事業である。

新制度において、その対象者が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」と明確化された。また、実施主体は市町村となり、事業の実施における設備及び運営についての基準を市町村が条例で定めることと規定された。

(2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の策定にあたって、国が定める基準（内閣府令）を踏まえ、策定する。

【国が定める基準】

従うべき基準

「従うべき基準」と異なる内容を定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

従事する者

員数

参酌すべき基準

「参酌すべき基準」を十分に参照したうえであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

上記以外の事項

相生市の対応方針

本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、基本的に国の基準を相生市の基準とするものとする。ただし、運用に関しては、今後、検討していきたい。

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目	国が示す基準の内容	※	相生市基準
最低基準の 目的	<p>市が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は以下のとおりとする。</p> <p>放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障する。</p>		<p>国の基準どおり</p>
最低基準の 向上	<p>最低基準の向上は以下のとおりとする。</p> <p>市は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>市は、最低基準を常に向上させるように努める。</p> <p>（最低基準と放課後児童健全育成事業者）</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>最低基準を超えて設備を有し、又は運営している放課後児童健全育成事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>		<p>国の基準どおり</p>

項 目	国が示す基準の内容	※	相生市基準
事業の目的	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p>		国の基準どおり
事業者	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、以下のことを行う。</p> <p>利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業を行なう場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、喚起等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な配慮を払って設けられなければならない。</p> <p>軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。</p> <p>職員に対し、その資質の向上のための研修機会を確保しなければならない。</p>	参	<p>国の基準どおり</p> <p>(相生市独自基準)</p> <p>子どもの安全で安心な保育を確保するため事業者から暴力団を排除する。</p>

項 目	国が示す基準の内容	※	相生市基準
<p>従事する者</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件) 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(放課後児童健全育成事業の職員の知識及び技能の向上等) 常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するもの(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条第2項各号のいずれかに該当する者(「児童の遊びを指導する者」を基本)であって、兵庫県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・社会福祉士 ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ・教員免許を有する者 ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又は、これらに相当する課程を修めて卒業した者。 ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの <p>(職員の経過措置) 経過措置として、施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含める。</p>	従	国の基準どおり

項目	国が示す基準の内容	※	相生市基準
員数	<p>(職員)</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。</p> <p>放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。</p> <p>ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合はその他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	従	国の基準どおり
児童の集団の規模	<p>(職員)</p> <p>支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p>	参	国の基準どおり
施設・設備	<p>(設備の基準)</p> <p>遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。</p> <p>専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p> <p>専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	参	国の基準どおり

項目	国が示す基準の内容	※	相生市基準
開所日数	1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること。	参	国の基準どおり
開所時間	小学校の授業の休業日については、1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること。	参	国の基準どおり
その他の基準	<p>(利用者平等に扱う原則) 利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止) 職員は利用者に対し虐待行為、その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(衛生管理等) 利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>感染症又は食中毒の発生、まん延の防止に努める。 必要な医薬品その他の医薬品を備え、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	参	国の基準どおり

項 目	国が示す基準の内容	※	相生市基準
その他の基準	<p>(運営規定) 放課後児童健全育成事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・開所している日及び時間 ・支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ・利用定員 ・通常の事業の実施地域 ・事業の利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他事業の運営に関する重要事項 <p>(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿) 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>(秘密保持等) 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、漏らさないよう必要な措置を講じなければならない。</p>	参	国の基準どおり

項 目	国が示す基準の内容	※	相生市基準
その他の基準	<p>(苦情等への対応) 利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、必要な措置を講じなければならない。 行った支援に対し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をしなければならない。 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできるだけ協力をしなければならない。</p> <p>(保護者との連絡) 利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>(関係機関との連携) 市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応) 利用者に対する支援により事故が発生した場合は市、当該利用者の保護者等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	参	国の基準どおり

3. 施行期日

この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

基準は、条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容または、専門性のある技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。